

おくやみハンドブック

多摩市



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

多摩市では、ご家族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めて頂けるようハンドブックを作成いたしました。

このハンドブックが、ご遺族の皆様にお役に立てば幸いです。

多摩市役所

事前準備について

多摩市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1

持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。



STEP 2

委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。
相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。



STEP 3

各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。



STEP 4

ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、多摩市役所へお越しください。



来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- ☐ 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- ☐ 認印（※相続人代表及び葬祭を行った方）
- ☐ 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表及び葬祭を行った方、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- ☐ 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳、年金証書など）
- ☐ 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証または資格確認書

※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証（または資格確認書）

※亡くなられた方の各種認定証など（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）

※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。

・葬祭を行ったこと及び葬祭を行った方が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状など）

- ☐ 介護保険被保険者証（65歳以上または介護認定を受けていた方）
- ☐ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳（愛の手帳）

本人確認書類について

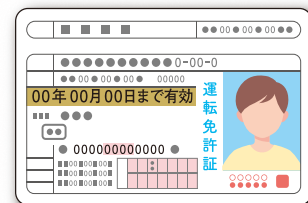
- ☐ 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード（個人番号カード）、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など

- ☐ 2点で本人確認できる書類

資格確認書、健康保険または介護保険の被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (60 ページ参照) ○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認	(61 ページ参照)
4ヶ月以内			○所得税の準確定申告 (62 ページ参照)
10ヶ月以内		○遺産分割協議 (61 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告 (62 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

多摩市で必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	☐	亡くなられた方の住民票（除票）を請求する場合	P.7
	☐	マイナンバーカード（個人番号カード）を持っていた	P.8
	☐	印鑑登録をしていた	
医療保険	☐	国民健康保険に加入していた	P.9～P.10
	☐	後期高齢者医療制度に加入していた (75歳以上または一定の障害がある65歳以上)	P.11～P.13
	☐	上記以外の健康保険に加入していた場合	P.13
年金	☐	国民年金に加入していた	P.14
	☐	年金を受給していた	
	☐	農業者年金を受給していた	P.15
	☐	厚生年金・共済組合に加入していた	
高齢の方	☐	東京都シルバーパスを持っていた	P.16
	☐	見守りキーホルダーの貸与を受けていた	
	☐	緊急通報システムを利用していた	P.17
	☐	認知症高齢者等位置情報サービスを利用していた	
	☐	おむつの現物支給または現金助成を受けていた	P.18
税金	☐	市に納める税金・保険料などに未納や還付金がある場合	P.19
	☐	市民税・都民税が課税されていた、固定資産税・都市計画税が課税されていた	P.20～P.21
	☐	税・料などを口座振替で市に納めていた	P.22
	☐	共有代表者として、共有の土地・家屋の納税通知書などを受領していた	
	☐	未登記の家屋を所有していた	P.23
	☐	農地を相続する	
	☐	原付バイク(50cc～125cc)・ミニカー・小型特殊自動車を所有していた	P.24
	☐	125cc超のバイクを所有していた	P.25
	☐	軽自動車(三輪・四輪)を所有していた	

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

区分	☑	該当事項	詳細ページ
介護保険	☐	65歳以上または介護認定を受けていた	P.26～P.27
障害	☐	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳（愛の手帳）を交付されていた	P.28
	☐	心身障害者福祉手当を受給していた	
	☐	重度心身障害者手当を受給していた	P.29
	☐	特定疾病者福祉手当を受給していた	
	☐	心身障害者医療費助成（マル障）を受給していた	P.30
	☐	難病医療費助成（マル都）	
	☐	小児慢性医療費助成	P.31
	☐	障害児福祉手当を受給していた	
	☐	特別障害者手当を受給していた	P.32
	☐	経過措置福祉手当を受給していた	
	☐	特別児童扶養手当を受給していた	P.33
	☐	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	P.34
	☐	東京都心身障害者扶養共済制度に加入していた・受給していた	P.35～P.36
	☐	東京都心身障害者扶養年金を受給していた	P.37
	☐	都営交通の無料乗車券	P.38
	☐	介護人用民営バス乗車割引券	
	☐	有料道路料金の割引	P.39
	☐	NHK受信料の減免	
	☐	障害児通所支援を利用していた	

区分	☑	該当事項	詳細ページ
障害	☐	障害福祉サービスを利用していた	P.40
	☐	おむつの現物支給または現金助成を受けていた	
	☐	補装具（車椅子・姿勢保持装置・補聴器等）の支給決定を受け作製中または作製前である	P.41
	☐	日常生活用具（ストマ用装具・紙おむつ）の支給を受けていた	
	☐	交通費助成（タクシー費・ガソリン費）を受けていた	P.42
	☐	下水道使用料（料金）の障がい者減免を受けている	
子ども	☐	児童手当を受給していた	P.43
	☐	子ども医療費助成制度の保護者となっていた	
	☐	児童扶養手当・児童育成手当を受給していた	P.44
	☐	ひとり親家庭等医療費助成医療証を交付されていた	
	☐	手当や医療費助成制度の対象児童が亡くなった	P.45
	☐	お子さんが保育園・幼稚園に入園（申請）している	
	☐	お子さんが学童クラブに入所（申請）している	P.46
	☐	お子さんに関して受けられる手当・助成等の確認、相談	
上下水道	☐	上下水道を使用していた	P.47
	☐	し尿くみ取り式のトイレを使用していた	
その他	☐	家財整理をしたい	P.48
	☐	道路を占用していた	
	☐	水路用地を占用していた	P.49
	☐	犬を飼っている	
	☐	市営住宅に入居していた	P.50
	☐	大気汚染医療費助成 マル都医療券を持っている	
	☐	被爆者健康手帳を持っている	P.51
	☐	被爆二世の方で健康診断受診票を持っている	

亡くなられた方のご家族が次に該当する場合

区分	☑	該当事項	詳細ページ
保険	☐	勤務先の健康保険の扶養から外れて国民健康保険に加入する（74歳以下の方）	P.52
	☐	国民健康保険に加入していて世帯主が変わる場合	
年金	☐	亡くなられた配偶者の扶養から外れて国民年金に加入する方（20歳以上60歳未満の方）	P.53
	☐	受け取れる年金の有無について確認とご相談	
子ども	☐	お子さんの保育園の入所を希望する	P.54
	☐	お子さんの学童クラブの入所を希望する	
相続	☐	女性のための法律相談	P.55
その他	☐	犯罪被害者家族、犯罪被害者等相談	

1. 住民登録に関する手続き

亡くなられた方の住民票（除票）を請求する場合

手続き 住民票（除票）の請求

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の住民票（除票）を請求する場合には、手続きをされる方と亡くなられた方とのご関係によって手続き方法が異なります。	なし
必要なもの	手続き可能な人
【手続きをする方が亡くなられた方と同一世帯の場合】 ☐ 手続きをする方の本人確認書類 ☐ 住民票（除票）の請求理由（請求書に記載必須） 【手続きをする方が亡くなられた方と別世帯の相続人の場合】 〈亡くなられた方に同一世帯の方がいる場合〉 ☐ 同一世帯の方からの委任状※ ☐ 手続きをする方の本人確認書類 ※亡くなられた方の住民票（除票）のみの請求の場合は、同一世帯の方からの委任状の代わりに、亡くなられた方と手続きされる方との相続関係が分かる書類（戸籍謄本等）でも可 ☐ 住民票（除票）の請求理由（請求書に記載必須） 〈亡くなられた方に同一世帯の方がいない場合〉 ☐ 亡くなられた方との相続関係がわかる書類（戸籍謄本または、相続の事実がわかる書類） ☐ 手続きをする方の本人確認書類 ☐ 住民票（除票）の請求理由（請求書に記載必須）	相続人等 （相続人以外の方が手続きを行う場合には、お問い合わせください） 問い合わせ先 市民課（本庁舎1階） ☎ 042-338-6823

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカード（個人番号カード）を持っていた

手続き カードについて※

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちだった場合、死亡日をもって廃止となります。 ※カードに記されたマイナンバーは、保険金などの請求で必要となる場合があります。念のため番号を控えておくことをお勧めします。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ マイナンバーカード（個人番号カード）	市民課（本庁舎 1 階） ☎ 042-338-6823 永山マイナンバーカードセンター ☎ 042-400-6778

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の破棄

手続き詳細	期 限
印鑑登録は、死亡届により自動的に登録が抹消されます。印鑑登録証住民または市民カードは、ご遺族で破棄してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の「印鑑登録証」または「市民カード」	市民課（本庁舎 1 階） ☎ 042-338-6823

2. 医療保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 保険証などの返却

手続き詳細	期 限
被保険者がお使いになられていた保険証または資格確認書は回収します。 ※ただし、市役所本庁または各出張所に返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 国民健康保険証または資格確認書 ☐ 高齢受給者証（70～74歳の方） ☐ 限度額適用認定証 ☐ 限度額適用・標準負担額減額認定証 ☐ 特定疾病療養受療証 など	保険年金課（本庁舎1階） ☎ 042-338-6824

手続き② 葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費（50,000円）が支給されます。 ※職場などの健康保険を脱退して国保に加入された場合で加入後3か月以内にお亡くなりになったとき、以前の健康保険などから埋葬料などの給付を受けることができる場合は支給できません。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人
	葬祭を行った方（喪主）
必要なもの	問い合わせ先
☐ 葬儀代の領収書・会葬礼状など（亡くなられた方・葬祭を行った方の氏名を確認できるもの） ☐ 葬祭費の振込先の分かるもの ☐ 窓口に来られる方の本人確認書類 ☐ QRコードから電子申請ができます	保険年金課（本庁舎1階） ☎ 042-338-6824



手続き③ 高額な医療費がかかっていたときなど

手続き詳細	期 限
支給要件に該当しているときは世帯主（1人世帯のときは相続人代表者）から申請できる場合がありますので、詳しくは問い合わせ先にご確認ください。	2 年以内 （給付の内容により起算日が異なります）
	手続き可能な人
	世帯主または相続人代表者
必要なもの	問い合わせ先
例：高額療養費の場合 ☐ 支給申請書（該当する世帯主に医療機関を受診した概ね3ヵ月後に市から郵送） ☐ 預貯金通帳など（世帯主または相続人代表者） ☐ 医療機関へ支払をした領収書 ☐ マイナンバーの分かるもの ☐ 申請者（世帯主または相続人代表者）の本人確認書類	保険年金課（本庁舎1階） ☎ 042-338-6824

手続き④ 相続人代表者の届出

手続き詳細	期 限
保険税の徴収及び還付並びに給付に関する書類を受領する相続人の代表者をお届けいただき、被相続人に係る保険税の納付及び還付金の受領などを行っていただきます。	速やかに
	手続き可能な人
☐ 相続人代表者指定届出書 ☐ 相続人代表者の本人確認書類 ☐ 相続人であることを証明する書類（写し可） （戸籍、法定相続情報一覧図、遺産分割協議書、遺言書等のいずれか） ※同一世帯の方など、市で被相続人との続柄が確認できた場合は不要。	相続人代表者 問い合わせ先 保険年金課 （本庁舎1階） ☎ 042-338-6840

2. 医療保険に関する手続き

後期高齢者医療制度に加入していた (75歳以上または一定の障害がある65歳以上)

手続き① 被保険証などの返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなった場合は、不正使用などを防ぐために被保険者証または資格確認書を回収しています。 ※市役所本庁または各出張所に返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 被保険者証または資格確認書 ☐ 限度額適用認定証 ☐ 限度額適用・標準負担額減額認定証 ☐ 特定疾病療養受領証 など	保険年金課（本庁舎1階） ☎ 042-338-6807

手続き② 葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなったときは、葬祭を行った方に葬祭費（50,000円）が支給されます。QRコードから電子申請ができます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人
	葬祭を行った方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 葬祭代の領収書・会葬礼状など（亡くなった方の葬祭を行ったこと及び葬祭を行った方の氏名を確認できるもの） ☐ 振込先の分かるもの（預金通帳など） ☐ 申請者の本人確認書類	保険年金課（本庁舎1階） ☎ 042-338-6807



手続き③ 高額療養費などの支給申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給が出来なくなった場合には相続人代表者に支給されます。	支 給 決 定 日 の 翌 日 か ら 2 年 間
	手続き可能な人
	相続人代表者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 振込先の分かるもの（預金通帳など） ☐ 相続人代表者の本人確認書類	保険年金課（本庁舎 1 階） ☎ 042-338-6807

手続き④ 相続人代表者の届出

手続き詳細	期 限
保険料に関する書類や高額療養費の受領に関する書類の受け取りを行う相続人の代表者をお届けいただきます。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人代表者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 後期高齢者医療・介護保険相続人届出書 ☐ 相続人代表者の本人確認書類 ☐ 指定相続人の場合、相続人であることが分かる書類（公正証書の写しなど）	保険年金課（本庁舎 1 階） ☎ 042-338-6807

2. 医療保険に関する手続き

後期高齢者医療制度に加入していた (75 歳以上または一定の障害がある 65 歳以上)

手続き⑤ 後期高齢者医療保険料の納付または還付

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなった場合は、保険料を月割りで再計算します。その結果、保険料の支払いが必要な場合は、納付書をお送りしますので、期限までにお支払いください。保険料が還付となる場合は、還付手続きに関する通知をお送りします。	速やかに (2 年以内)
	手続き可能な人 相続人代表者など
必要なもの	問い合わせ先
【納付が必要な場合】 ☐ 保険料の納入通知書 (納付書) 【還付となる場合】 ☐ 保険料の還付金請求書兼口座振込依頼書 ☐ 相続人代表者の印鑑 (認印)	保険年金課 (本庁舎 1 階) ☎ 042-338-6807

国民健康保険・後期高齢者医療制度以外の健康保険に加入していた場合

手続き詳細
同様の手続きがあります。 手続き方法は加入していた健康保険の担当者にお問い合わせください。

MEMO

3. 年金に関する手続き

国民年金に加入していた

手続き

- ①国民年金の資格喪失
- ②受け取れる年金の有無の確認

手続き詳細	期 限
①国民年金の資格喪失については、マイナンバーが付番されている方は原則手続き不要です。	速やかに
②保険料の納付期間やご遺族の状況によって、受け取れる年金の有無が異なります。 ※提出先は、府中年金事務所の場合があります。	手続き可能な人 ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
亡くなられた方の基礎年金番号が分かるものを準備の上、問い合わせ先にご確認ください。 ※お電話でお問い合わせされる場合は、府中年金事務所にお問い合わせください。	府中年金事務所 (府中市府中町 2-12-2) ☎ 042-361-1011 自動音声に従って① → ② 保険年金課 (本庁舎 1 階) ☎ 042-338-6844

年金を受給していた

手続き

必要な手続きや受け取れる年金の確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって、必要な手続きや受け取れる年金の種類、提出書類が異なります。 ※提出先は、府中年金事務所の場合があります。	速やかに
	手続き可能な人 ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
亡くなられた方の基礎年金番号が分かるものを準備の上、問い合わせ先にご確認ください。 ※お電話でお問い合わせされる場合は、府中年金事務所にお問い合わせください。	府中年金事務所 (府中市府中町 2-12-2) ☎ 042-361-1011 自動音声に従って① → ② 保険年金課 (本庁舎 1 階) ☎ 042-338-6844

3. 年金に関する手続き

農業者年金を受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は10日以内に住所地のJAを経由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	10日以内
	手続き可能な人
	ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 農業者年金死亡関係届出書 ☐ 受給者の年金証書 ☐ 受給者の死亡日などが確認できるもの（住民票の写し、または除籍抄本あるいは死亡日を明らかにすることができる証明書）	JA東京みなみ多摩支店 (多摩市関戸 6-11-1) ☎ 042-375-8211

厚生年金・共済組合に加入していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
・資格喪失手続きに関することは、各勤務先にお問い合わせください。 ・厚生年金加入中の被保険者が亡くなられたときは、その方に生計維持されていた遺族に遺族年金が支給される場合があります。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
問い合わせ先にご確認ください。	府中年金事務所 (府中市府中町 2-12-2) ☎ 042-361-1011 自動音声に従って① → ②

4. 高齢の方に関する手続き

東京都シルバーパスを持っていた

手続き シルバーパスの返却

手続き詳細	期 限
1,000円券の場合、東京都のシルバーパス常設窓口にお返してください。 20,510円券は、負担金の一部について返還金が発生する場合があります。 詳しくは東京バス協会（☎ 03-5308-6950）へお問合せのうえ、返却してください。 ＜常設窓口＞ ・京王電鉄バス桜ヶ丘案内所（関戸1-10-10聖蹟桜ヶ丘駅西口） ☎ 042-375-1515 ・京王バス多摩営業所（南野1-1-1） ☎ 042-357-0031	なし
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
なし	東京バス協会 ☎ 03-5308-6950

見守りキーホルダーの貸与を受けていた

手続き ①見守りキーホルダー返還届の提出 ②見守りキーホルダーの返却

手続き詳細	期 限
地域包括支援センターに申し込みをして「見守りキーホルダー」の貸与を受けていた方が対象です。 見守りキーホルダーを地域包括支援センターまたは高齢支援課に持参し、返還届を提出してください。	なし
	手続き可能な人
	親族 ケアマネジャー
必要なもの	問い合わせ先
☐ 貸与されていた見守りキーホルダー	高齢支援課（本庁舎1階） ☎ 042-338-6846

4. 高齢の方に関する手続き

緊急通報システムを利用していた

- 手続き ①緊急通報システム利用辞退届の提出
②機器取り外し作業の立会

手続き詳細	期 限
地域包括支援センターに申し込みをして、「緊急通報システム」の貸与を受けていた方が対象です。 地域包括支援センターに利用辞退届を提出するか、高齢支援課に電話で連絡してください。 その後、市が委託した事業者から機器の取り外しについて連絡があります。日時の調整をして取り外しの立ち合いをしてください。	速やかに 手続き可能な人 親族 ケアマネジャー
必要なもの	問い合わせ先
なし	高齢支援課（本庁舎1階） ☎ 042-338-6846

認知症高齢者等位置情報サービスを利用していた

- 手続き ①認知症高齢者等位置情報サービス利用辞退届の提出
②位置情報サービス機器の返還

手続き詳細	期 限
地域包括支援センターに申し込みをして「位置情報サービス機器」の貸与を受けていた方が対象です。 地域包括支援センターに利用辞退届を提出するか、高齢支援課に電話で連絡してください。 その後、市が委託した事業者から連絡があります。位置情報サービス機器を返還してください。	速やかに 手続き可能な人 親族 ケアマネジャー
必要なもの	問い合わせ先
なし	高齢支援課（本庁舎1階） ☎ 042-338-6846

おむつの現物支給または現金助成を受けていた

手続き おむつ支給等事業利用資格消滅届の提出

手続き詳細	期 限
65歳以上の方、または40～64歳の特定疾病の診断を受けた方で、おむつの現物支給または現金助成を受けていた方が対象です。 高齢支援課に消滅届を提出するか、電話で連絡してください。 現物支給（配達）を受けていた方は、配送を止めるため、できるだけ早く配達事業者に連絡してください。	速やかに
	手続き可能な人
	親族 ケアマネジャー
必要なもの	問い合わせ先
なし	高齢支援課（本庁舎 1 階） ☎ 042-338-6846

MEMO

5. 税金・料金などに関する手続き

市に納める税金・保険料などに未納や還付金がある場合

手続き 納税相談

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税・保険料などに未納がある場合は、相続人に納付していただく必要があります。また、未請求の還付金がある場合は、相続人から市へ請求していただく必要があります。相続人代表者に係る届出を行った上で、税金や保険料の種類に応じて各所管部署へご相談ください。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人代表者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人代表者の本人確認書類	【国民健康保険税以外の市税】 納税課 納税証明書・還付・口座振替等 (本庁舎 A 棟 2 階) ☎ 042-338-6852 納税相談等 (本庁舎 B 棟 2 階) ☎ 042-338-6822
	【国民健康保険税】 保険年金課 還付・口座振替等 (本庁舎 A 棟 2 階) ☎ 042-338-6934 納税相談等 (本庁舎 B 棟 2 階) ☎ 042-338-3313
	【後期高齢者医療保険料】 保険年金課 (本庁舎 1 階) ☎ 042-338-6807
	【介護保険料】 介護保険課 (本庁舎 1 階) ☎ 042-338-6901

市民税・都民税が課税されていた 固定資産税・都市計画税が課税されていた

手続き① 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限																
亡くなられた方に市民税・都民税や固定資産税・都市計画税が課税されていた場合、各税金の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付します。 相続人のうち代表者になれる方などの必要事項を「相続人代表者指定届」に記入し、ご提出ください。 ※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。課税課（本庁舎 2 階）までご連絡ください。	相続が発生したら速やかに																
必要なもの	手続き可能な人																
☐ 相続人代表者となる方の本人確認書類 ☐ 相続人であることを証明する書類（写し可） （戸籍※下表参照、法定相続情報一覧図、遺産分割協議書、遺言書など） 【法定相続人以外の方が包括遺贈などで相続される場合】 ☐ 遺言書の写しなど	法定相続人の範囲や順位に従い、相続人代表者となることができる方 【法定相続人と順位】 〈常に相続人〉配偶者 〈第1順位〉子 〈第2順位〉親（子がない場合） 〈第3順位〉兄弟姉妹（子、親がない場合） ※原則として高順位の者から相続人となる。（ただし、孫・祖父母・甥姪などの代襲相続人・その他承継人が相続人となる場合あり）																
相続人であることを証明する書類（戸籍の場合）※写し可																	
<table><tr><th>被相続人との続柄</th><th>被相続人の居所</th><th>世帯</th><th>必要書類</th></tr><tr><td rowspan="3">配偶者・子</td><td rowspan="2">多摩市内</td><td>同一世帯</td><td>被相続人との続柄がわかる資料は不要</td></tr><tr><td>別世帯</td><td rowspan="2">被相続人と相続人の続柄がわかる戸籍謄本など</td></tr><tr><td colspan="2">多摩市外</td></tr><tr><td>親・兄弟姉妹・甥・姪</td><td colspan="3">被相続人の戸籍謄本など（被相続人の出生から死亡までがわかるもの。） ※兄弟姉妹の場合、子・親がないことがわかるものも必要。 ※甥・姪の場合、兄弟姉妹がないことがわかるものも必要。</td></tr></table>	被相続人との続柄	被相続人の居所	世帯	必要書類	配偶者・子	多摩市内	同一世帯	被相続人との続柄がわかる資料は不要	別世帯	被相続人と相続人の続柄がわかる戸籍謄本など	多摩市外		親・兄弟姉妹・甥・姪	被相続人の戸籍謄本など（被相続人の出生から死亡までがわかるもの。） ※兄弟姉妹の場合、子・親がないことがわかるものも必要。 ※甥・姪の場合、兄弟姉妹がないことがわかるものも必要。			問い合わせ先 【市民税・都民税について】 課税課市民税係（本庁舎 2 階） ☎ 042-338-6821 【固定資産税・都市計画税について】 課税課土地係（本庁舎 2 階） ☎ 042-338-6834 課税課家屋償却資産係（本庁舎 2 階） ☎ 042-338-6838
被相続人との続柄	被相続人の居所	世帯	必要書類														
配偶者・子	多摩市内	同一世帯	被相続人との続柄がわかる資料は不要														
		別世帯	被相続人と相続人の続柄がわかる戸籍謄本など														
	多摩市外																
親・兄弟姉妹・甥・姪	被相続人の戸籍謄本など（被相続人の出生から死亡までがわかるもの。） ※兄弟姉妹の場合、子・親がないことがわかるものも必要。 ※甥・姪の場合、兄弟姉妹がないことがわかるものも必要。																

5. 税金・料金などに関する手続き

市民税・都民税が課税されていた 固定資産税・都市計画税が課税されていた

手続き② 法務局で土地・家屋について相続登記手続き

手続き詳細	期 限
相続した土地・家屋について、相続人の方への所有権移転登記をお願いいたします。 令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。 正当な理由がないのに、相続登記の申請をしないと、10万円以下の過料が科される可能性がありますのでご注意ください。 詳しくは東京法務局ホームページをご覧ください。 https://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/page000275.html	問い合わせ先にご確認ください。
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
問い合わせ先にご確認ください。	東京法務局府中支局 (府中市新町 2-44) ☎ 042-335-4753

MEMO

税・料などを口座振替で市に納めていた

手続き 口座振替廃止・変更の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が税や料などの口座振替を利用されていた場合、市役所の各所管部署へ窓口または電話にて申し出てください。今後の口座振替の取り扱いや必要な手続きをご案内します。	なし
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
なし	各所管の部署

共有代表者として、共有の土地・家屋の納税通知書などを受領していた

手続き 共有代表者変更届の提出

手続き詳細	期 限
市内に土地、家屋を2名以上で所有されている場合、固定資産税・都市計画税の納税通知書などは代表者の方へ送付しています。 代表者が亡くなられた場合には、「共有代表者変更届」をご提出ください。 なお、共有代表者になることができるのは共有構成員の方のみです。	相続が発生したら速やかに
	手続き可能な人 共有構成員の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 共有代表者変更届	課税課土地係（本庁舎2階） ☎ 042-338-6834 課税課家屋償却資産係（本庁舎2階） ☎ 042-338-6838

5. 税金・料金などに関する手続き

未登記の家屋を所有していた

手続き 未登記家屋所有者変更届

手続き詳細	期 限
相続する家屋が未登記の場合は、「未登記家屋所有者変更届」に必要な書類を添えて課税課（本庁舎 2 階）まで提出してください。	相続が確定したら速やかに
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 遺産分割協議書など ☐ 相続人の印鑑証明書 ☐ 実印の押印	課税課家屋償却資産係 （本庁舎 2 階） ☎ 042-338-6838

農地を相続する

手続き 農地法第3条の3の規定による届出

手続き詳細	期 限
農地を相続する際は農業委員会への届け出が必要となります。 （農地法第3条の3）	なし
	手続き可能な人 相続人 代理申請の場合は委任状が必要
必要なもの	問い合わせ先
☐ 農地法第3条の3の規定による届出書 ☐ 公図の写し ☐ 案内図 ☐ 土地の全部事項証明書 【代理申請の場合】 ☐ 届出書と同じ認印押印の委任状	農業委員会事務局 （第二庁舎 2 階） ☎ 042-338-6848

原付バイク(50cc～125cc)・ミニカー・小型特殊自動車を所有していた

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を使用しない場合、必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続きをしてください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
☐ ナンバープレート ☐ 手続きする方の本人確認書類 ☐ 亡くなられた方と相続人の関係が分かる書類（戸籍謄本など） ☐ 相続人以外の方が手続きする場合のみ：相続人からの委任状	相続人 ※相続人以外の方が手続きされる場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要となります。
	問い合わせ先
	課税課諸税係（本庁舎 2 階） ☎ 042-338-6832

手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を使用する場合は、名義変更の手続きをしてください。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
【相続人の方が多摩市にお住まいの場合】 ☐ 標識交付証明書 ☐ 手続きする方の本人確認書類 ☐ 亡くなられた方と相続人の関係が分かる書類（戸籍謄本など） ☐ 相続人以外の方が手続きする場合のみ：相続人からの委任状	相続人 ※相続人以外の方が手続きされる場合には、相続人からの名義変更に関する委任状が必要となります。
【相続人が多摩市外にお住まいの場合】 ※相続人のお住まいの自治体にお問い合わせください。	問い合わせ先
	課税課諸税係（本庁舎 2 階） ☎ 042-338-6832

5. 税金・料金などに関する手続き

125cc超のバイクを所有していた

手続き 廃車・相続人への名義変更など

手続き詳細	期 限
詳しくは東京運輸支局 多摩自動車検査登録事務所でご相談ください。 東京運輸支局 多摩自動車検査登録事務所 国立市北 3-30-3 ☎ 050-5540-2033	速やかに
	手続き可能な人 お問い合わせください
必要なもの	問い合わせ先
問い合わせ先にご確認ください。	課税課諸税係（本庁舎 2 階） ☎ 042-338-6832

軽自動車(三輪・四輪)を所有していた

手続き 廃車・相続人への名義変更など

手続き詳細	期 限
詳しくは軽自動車検査協会 東京主管事務所多摩支所でご相談ください。 軽自動車検査協会 東京主管事務所多摩支所 府中市朝日町 3-16-22 ☎ 050-3816-3104	速やかに
	手続き可能な人 お問い合わせください
必要なもの	問い合わせ先
問い合わせ先にご確認ください。	課税課諸税係（本庁舎 2 階） ☎ 042-338-6832

6. 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き① 介護保険被保険者証などの返却または破棄

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証を返却または破棄してください。介護保険負担割合証及び介護保険負担限度額認定証を交付されていた場合は返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人 親族など
必要なもの	問い合わせ先
☐ 介護保険被保険者証 ☐ 介護保険負担割合証 ☐ 介護保険負担限度額認定証	介護保険課（本庁舎 1 階） ☎ 042-338-6907

手続き② 相続人代表者の届出

手続き詳細	期 限
介護保険料に関する書類や介護保険サービスを利用されていた方の給付に関する書類の受け取りを行う相続人代表者の届出手続きです。	速やかに
	手続き可能な人 相続人代表者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 後期高齢者医療・介護保険相続人届出書 ☐ 相続人代表者の本人確認書類 ☐ 指定相続人の場合、相続人であることが分かる書類（公正証書の写しなど）	介護保険課（本庁舎 1 階） ☎ 042-338-6901 ☎ 042-338-6907

6. 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き③ 介護保険料の納付または還付

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、介護保険料を月割りで再計算します。その結果、介護保険料の支払いが必要な場合は、納付書をお送りしますので、期限までにお支払いください。介護保険料が還付となる場合は、還付手続きに関する通知をお送りします。	速やかに（2年以内）
必要なもの	手続き可能な人
【納付が必要な場合】 ☐ 介護保険料の納入通知書（納付書） 【還付となる場合】 ☐ 介護保険料の還付金請求書兼口座振替依頼書 ☐ 相続人代表者の印鑑（認印）	相続人代表者など
	問い合わせ先
	介護保険課（本庁舎 1 階） ☎ 042-338-6901

手続き④ 高額介護サービス費の支給申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額介護サービス費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給が出来なくなった場合には相続人代表者に支給されます。	サービス利用月の翌月から 2年間
必要なもの	手続き可能な人
☐ 振込先の分かるもの（預金通帳など） ☐ 相続人代表者の本人確認書類 ☐ 相続人代表者の印鑑（認印）	相続人代表者
	問い合わせ先
	介護保険課（本庁舎 1 階） ☎ 042-338-6907

7. 障害に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳（愛の手帳）を 交付されていた

手続き 各種手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳（愛の手帳）をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 身体障害者手帳 ※身体障害者手帳のみ本人のマイナンバーが分かるもの ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 療育手帳（愛の手帳）	障害福祉課（本庁舎 1 階） （身体障害者手帳・愛の手帳） ☎ 042-338-6847 （精神障害者保健福祉手帳） ☎ 042-338-6903

心身障害者福祉手当を受給していた

手続き 心身障害者福祉手当資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が心身障害者福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 <u>未払い分の手当があれば請求の手続きが可能です。</u>	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 未払い分がある場合は同居の親族の振込口座の分かるもの	障害福祉課（本庁舎 1 階） ☎ 042-338-6903

7. 障害に関する手続き

重度心身障害者手当を受給していた

手続き 死亡届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度心身障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 <u>未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。</u>	死亡日から14日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 未払い分がある場合は同居の親族 (いない場合は介護人) の振込口座の分かるもの	親族や制度で登録されている代行者
	問い合わせ先
	障害福祉課（本庁舎 1 階） ☎ 042-338-6903

特定疾病者福祉手当を受給していた

手続き 特定疾病者福祉手当資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特定疾病者福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 <u>未払い分の手当があれば請求の手続きが可能です。</u>	死亡日から14日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 未払い分がある場合は同居の親族の振込口座の分かるもの	親族
	問い合わせ先
	障害福祉課（本庁舎 1 階） ☎ 042-338-6903

心身障害者医療費助成（マル障）を受給していた

手続き

未払い分がある場合は相続人届出書・口座振込変更依頼書の提出（受給者証の返却）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマル障を受給していた場合、死亡した日がまでが有効期間となります。未払い分の医療費があれば請求の手続きが可能です。	死亡日から14日以内 ※受給者証の返却は医療費の支払いが終わってからで構いません。
	手続き可能な人 親族や相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方のマル障受給者証 ☐ 未払い分の医療費の領収書 ☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の分かるもの	障害福祉課（本庁舎 1 階） ☎ 042-338-6903

難病医療費助成（マル都）

手続き

受給者証の返却

手続き詳細	期 限
医療機関との医療費の清算が済んだ後に、受給者証を返却ください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
	障害福祉課（本庁舎 1 階） ☎ 042-338-6903

7. 障害に関する手続き

小児慢性医療費助成

手続き 受給者証の返却

手続き詳細	期 限
医療機関との医療費の清算が済んだ後に、受給者証を返却ください。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
	障害福祉課（本庁舎 1 階） ☎ 042-338-6903

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当資格喪失届の提出 (未払い分がある場合は未支払金請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが可能です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 未払い分がある場合は同居の親族（扶養義務者）の振込口座の分かるもの	障害福祉課（本庁舎 1 階） ☎ 042-338-6903

特別障害者手当を受給していた

手続き

特別障害者手当資格喪失届の提出
(未払い分がある場合は未支払金請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが可能です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 未払い分がある場合は同居の親族（扶養義務者）の振込口座の分かるもの	障害福祉課（本庁舎 1 階） ☎ 042-338-6903

経過措置福祉手当を受給していた

手続き

経過措置福祉手当資格喪失届の提出
(未払い分がある場合は、未支払金請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が、経過措置福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが可能です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 未払い分がある場合は同居の親族（扶養義務者）の振込口座の分かるもの	障害福祉課（本庁舎 1 階） ☎ 042-338-6903

7. 障害に関する手続き

特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当資格喪失届の提出、特別児童扶養手当証書の返還（未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出、受給資格が継続する場合は認定請求書の提出）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の特別児童扶養手当証書 ☐ 未払い分がある場合は、支給対象児童の振込口座の通帳写し ☐ 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本、請求者の振込口座の分かるもの ☐ 請求者と対象児童のマイナンバーの分かるもの	障害福祉課（本庁舎 1 階） ☎ 042-338-6903

【児童が亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出、特別児童扶養手当証書の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 特別児童扶養手当証書	障害福祉課（本庁舎 1 階） ☎ 042-338-6903

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 医療機関との医療費の精算が済んだ後に、自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 （更生医療・精神通院・育成医療）	障害福祉課（本庁舎 1 階） ☎ 042-338-6903

MEMO

7. 障害に関する手続き

東京都心身障害者扶養共済制度に加入していた・受給していた

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、年金支給請求書の提出

手続き詳細	期 限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給の請求の手続きが必要です。	掛金を支払っていた方が亡くなられた日の翌日から3年以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 亡くなられた方の死亡診断書 ☐ 亡くなられた方の消除された住民票 ☐ 心身障がい者の住民票 ☐ 年金を受給する方が障がい者本人ではない場合、年金を受給する方の住民票 ☐ 年金を受給する方の振込口座の分かるもの ☐ 東京都心身障害者扶養共済制度加入証書	年金を受給する方または、扶養年金管理者
	問い合わせ先
	障害福祉課（本庁舎 1 階） ☎ 042-338-6903

【年金を受給予定していた方が亡くなられた場合】

手続き 弔慰金請求書の提出

手続き詳細	期 限
障がい者の方が加入者の方より先に亡くなられた場合、弔慰金の給付申請が必要です。	掛金を支払っていた方が亡くなられた日の翌日から3年以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 亡くなられた方の消除された住民票 ☐ 掛金を支払っていた方の住民票 ☐ 掛金を支払っていた方の振込口座の分かるもの ☐ 東京都心身障害者扶養共済制度加入証書 ☐ 戸籍抄（謄）本（住民票で関係を証明できる場合は不要）	制度加入者または、年金管理者
	問い合わせ先
	障害福祉課（本庁舎 1 階） ☎ 042-338-6903

【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書の提出

手続き詳細	期 限
年金を受給中の障がい者の方が亡くなられた場合、年金給付は死亡した月で終わります。届出が必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	・年金管理者 ・年金管理者が指定されていない場合は親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の消除された住民票 ☐ 東京都心身障害者扶養共済制度年金証書	障害福祉課（本庁舎 1 階） ☎ 042-338-6903

MEMO

7. 障害に関する手続き

東京都心身障害者扶養年金を受給していた

【年金を受給中の方が亡くなられた場合】

手続き 葬祭料給付申請書の提出

手続き詳細	期 限
年金を受給中の方が亡くなられた場合、年金を代わりに受け取っていた方などは、葬祭料の給付申請が可能です。	死亡日から14日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 亡くなられた方の住民票（除票）または戸籍（除籍）抄本 ☐ 年金証書 ☐ 葬祭料を受給される方の振込口座の分かるもの ☐ 成年後見人・保佐人の登記事項証明書（申請者が成年後見人・保佐人の場合）	・年金を障がい者の代わりに受け取っていた方 ・年金を受け取っていた方が障がい者自身だった場合は、葬祭執行者
	問い合わせ先
	障害福祉課（本庁舎 1 階） ☎ 042-338-6903

【年金を受給中の方が亡くなられて、年金を受け取っていたのが障がい者自身であり、葬祭が行われていない場合】

手続き 変更事項届出書の提出

手続き詳細	期 限
年金を受給中の方が亡くなられ、葬祭料の給付対象の方がいない場合、死亡の届出が必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族など
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の住民票（除票）または戸籍（除籍）抄本 ☐ 年金証書	障害福祉課（本庁舎 1 階） ☎ 042-338-6903

都営交通の無料乗車券

手続き 券の返却

手続き詳細	期 限
問い合わせ先にご確認ください。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 都営交通の無料乗車券	障害福祉課（本庁舎 1 階） ☎ 042-338-6903

介護人用民営バス乗車割引券

手続き 券の返却

手続き詳細	期 限
問い合わせ先にご確認ください。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 介護人用民営バス乗車割引券	障害福祉課（本庁舎 1 階） ☎ 042-338-6903

MEMO

7. 障害に関する手続き

有料道路料金の割引

手続き 登録削除届の提出

手続き詳細	期 限
問い合わせ先にご確認ください。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
問い合わせ先にご確認ください。	障害福祉課（本庁舎 1 階） ☎ 042-338-6903

NHK受信料の減免

手続き 資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
問い合わせ先にご確認ください。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
問い合わせ先にご確認ください。	障害福祉課（本庁舎 1 階） ☎ 042-338-6903

障害児通所支援を利用していた

手続き 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が通所給付の受給者だった場合、死亡日をもって受給者の変更が必要となります。	なし
また、通所している児童が亡くなった場合には通所受給者証の返却が必要となります。	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 通所受給者証	障害福祉課（本庁舎 1 階） ☎ 042-338-6847

障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスの受給者だった場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返却が必要となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	障害福祉課（本庁舎 1 階） ☎ 042-338-6847

おむつの現物支給または現金助成を受けていた

手続き おむつ支給等事業利用資格消滅届の提出

手続き詳細	期 限
身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちの方で、おむつの現物支給または現金助成を受けていた方が対象です。 障害福祉課に消滅届を提出してください。 現物支給（配達）を受けていた方は、配送を止めるため、できるだけ早く配達事業者に連絡してください。 現金助成金を受けていた方は、未払いの分の助成金があれば請求の手続きが可能です。障害福祉課までお問い合わせください。	速やかに
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
なし	障害福祉課（本庁舎 1 階） ☎ 042-338-6847

MEMO

7. 障害に関する手続き

補装具（車椅子、姿勢保持装置、補聴器等）の支給決定を受け作製中または作製前である

手続き 補装具（車椅子、姿勢保持装置、補聴器等）の作製終了の手続き

手続き詳細	期 限
補装具（車椅子、姿勢保持装置、補聴器等）の支給決定を受けていた方が亡くなられ、作製中や作製前である場合は、作製終了のため手続きが必要となります。※電話手続き可	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
	障害福祉課（本庁舎 1 階） ☎ 042-338-6847

日常生活用具（ストマ用装具・紙おむつ）の支給を受けていた

手続き 多摩市重度心身障がい者（児）等日常生活用具給付申請取下書の提出

手続き詳細	期 限
日常生活用具（ストマ用装具・紙おむつ）の支給を受けていた方が亡くなられた場合、既に現物が支給されている月までの支給となります。届出が必要です。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
	障害福祉課（本庁舎 1 階） ☎ 042-338-6847

MEMO

交通費助成（タクシー費・ガソリン費）を受けていた

手続き 受給資格の喪失

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が交通費助成を受けていた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 未払い分がある場合は同居の親族の振込口座の分かるもの	障害福祉課（本庁舎 1 階） ☎ 042-338-6903

下水道使用料（料金）の障がい者減免を受けている

手続き 減免の解除

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が以下のいずれかの手帳をお持ちで、下水道使用料の障がい者減免を受けていた場合、減免の解除手続きが必要です。 ・身体障がい者手帳（1級または2級） ・精神障がい者保健福祉手帳（1級） ・愛の手帳（1度または2度） ※電話手続き可	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
	手続き可能な人
	親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
なし	【上下水道の中止・変更がある場合】 東京都水道局 お客さまセンター ☎ 0570-091-100 （ナビダイヤル） 【その他の場合】 多摩市下水道課 （第二庁舎 1 階） ☎ 042-338-6842